

八代市立郡築小学校いじめ防止基本方針（令和８年度改訂）

作成：平成２９年２月１日

改訂：令和 ８年４月１日

1 はじめに

現在の社会状況から、いじめはどの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こすことを、社会全体が認識しておかなければなりません。このことは、郡築小学校でも同じです。

本校ではいじめで苦しむ子供を一人も出さない、また他人の心を思いやることのできる子供を地域総ぐるみで育てるという強い決意のもと、「郡築小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法第１２条の規定に基づき、国の「いじめ防止のための基本的な方針」及び、「熊本県いじめ防止基本方針」並びに「八代市いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校でのいじめ防止の推進を効果的に行うためのものです。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条から）

「いじめ」とは・・・

当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える言動であり、その言動を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものである（以下の言動や場合を含む）。

※明確な暴力を伴わない行為

※インターネット、SNS等を通じて行われる言動

※単なるけんかや一緒に遊んでいるように見えるが、その中にいじめの要素が含まれる言動

※好意から行った言動が、相手の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまう場合

※いじめを受けた児童等が、現状では心身の苦痛を感じていない場合

※いじめによる心身の苦痛を、児童等が訴えることができない場合

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめ」は・・・

○いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害する。

○心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。

○場合によっては、生命又は身体に重大な危険を生じさせる怖れがある。

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうる。従って」・・・

○「無関係な学校・学級・教職員・児童・家庭はない」という基本認識に立つ。

○いじめ心やいじめへの不安を克服する力」の醸成を図り、すべての児童が安全・安心な学校生活の中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人が自立し、

個性や能力を十分に伸張できるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを認めた場合に適切かつ迅速に対処するため、本「いじめ防止基本方針」を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには……

【教職員は】

- ①いじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、
- ②「1 いじめの定義」に示した様々な態様のいじめを鋭く見抜き、いじめ防止の具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。
- ③そのために、資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

【保護者との協力】

- ①保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。
- ②そのために、保護者に対して以下の働きかけを行う。
 - ・いじめ防止の重要性について理解を深め、協力求める。
 - ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにするために必要な情報の提供や、研修へ参加の呼びかけを行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめの防止には、すべての児童等を対象にした未然防止の取組が最も有効である。そのためには、一人一人の自尊感情や自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり……「すべての児童が参加・活躍できる授業」

○郡築小学校授業改善スタイルの徹底

- ・子供が学ぶ意欲（必要性）をもつ「課題設定」の工夫
- ・子供が学びを深める「学び合い」の工夫
- ・子供が今後の学びに生かす「振り返り」の工夫
- ・生徒指導の4機能を生かした教師の積極的な働きかけ

【生徒指導の4機能】

視点1「自己存在感の感受」 視点2「共感的な人間関係の育成」
視点3「自己決定の場の提供」 視点4「安全・安心な風土の醸成」

(2) 学習規律の徹底

- 自他の学習する権利を保障し、学ぶ力を高める

(3) 学級・学校等の集団づくり・心の居場所づくりに向けた取組

「心の居場所づくり推進テーブル」に添った、児童にとって「心の居場所」となる魅力ある学級・学校づくり

- 話し合い活動、学級会活動の充実
- 一人一人の居場所づくり、絆づくり

【子どもの居場所づくり推進テーブル】

視点1「児童同士のつながり」（人間関係）

視点2「教職員と児童のつながり」（信頼関係）

視点3「組織体としての教職員同士のつながり」（一致団結）

視点4「学校と家庭、地域・関係機関のつながり」（連携・協働）

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- 地域社会の環境(農業)を活かした豊かな体験活動の設定
- 幼・保・小・中・支援学校連携に基づいた体系的・計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- 学校行事への主体的な参加
- 委員会活動の充実
- 「いじめ根絶月間」及び「心の絆を深める月間」等における集会活動の実施
- 小中一貫・連携教育による積極的な周知と実施

(6) 人権学習、道徳教育の推進

- 一人一人のよさと違いを認め合える学習
- 「いじめ」の本質や構造の理解
- 人として大切にすべきことの理解と実践
- 「命を大切にする心を育む指導プログラム」の活用
- 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大切にする心を育てる教育

※ 生徒指導充実月間の取組

次項から「いじめの早期発見の取組」「発見したいじめへの組織的対応」について、特に意識して取り組むと共に、その実践を踏まえた取組内容、組織、手順(マニュアル)等の見直しを適時行う。

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。

そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、変化＝いじめの芽を見抜く力を養うことが重要である。

併せて定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

また、保護者や地域ともこの基本方針についての共通理解を図り、情報提供を求める。

(1) 日々の観察・・・朝・帰りの会や授業中などの観察

- 健康観察時の声・表情・内容、その後の様子
- 保健室等、学級以外の場での様子
- 学習中および休み時間等の表情・態度・行動。特定の児童等に対する他の児童等の表情・態度・行動

(2) いじめに係るアンケート(心のアンケートを含む)の毎月実施

- 毎月1回実施、その後いじめ不登校対策委員会において対応を検討する。

(3) 個人面談の実施(窓口：各担任、養護教諭、生徒指導主事、情報集約者担当)

- 毎月行う簡易版心のアンケート後に、気になる児童を対象に実施する。
- 県版心のアンケート実施後に、全児童を対象に実施する。(12月)

(4) 校内相談

- 児童が本音を語る場、緊急避難の場、心を立て直す場として、Comec&TalkRoom及び保健室を位置づける。相談相手は、情報集約担当者及び担任、養護教諭とする。このことを児童に周知する。
※担任等が得た情報が、全て情報集約担当者に報告する。

(5) 電話相談

- 児童のみならず、保護者、地域にも、児童等について気になる事柄についての報告を求め、協力して解決を図る。このことを保護者や地域への周知する。
- 窓口は、(5)と同様とする。

(6) SC・SSWの効果的活用

- いじめの背景にあるストレス要因を取り除くために、効果的にSC・SSWを活用する。

6 発見した「いじめ」への組織的な対応

【いじめの疑いがある行為を発見した場合は】

校長のリーダーシップのもと、「情報集約担当者」が中心となり、

- 事実関係の把握
 - 被害児童のケア
 - 加害児童の指導
- 問題解消までの関わりを行う。また、事後の観察も行う。

【いじめが犯罪行為あるいは重大事態へ繋がるものと認められる場合は】

- 教育委員会と連携を図り、警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ……別紙「いじめ対応マニュアル」参照

(2) いじめ対応の留意点

- ①発見した場合、まず、被害児童の安全を確保した上で、校長に報告する。

- ②校長は、いじめの報告を受けた場合、
- 「いじめ・不登校等対策委員会」の招集
 - 「情報集約担当者」を中心とした適切な役割分担
 - 被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り
 - その後の対応方針の決定
- ③いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的知識を有する者と連携して対応を図る。
- ④いじめを確認した場合は、校長の判断のもと、以下の対応を行う。
- 被害・加害児童の保護者に事実関係を伝える。
 - 保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。
 - 事実確認により判明したその後の情報についても適切に提供する。
 - 周囲の児童等に対しては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の人権に配慮した上(氏名公表を避ける、いじめの具体的内容を伏せる等)で、「いじめ」行為の悪質さ、重大さに関する指導を行う。
- ※但し、上記配慮に関してはいじめ事象の重大さや、本人及び保護者の意向を考慮した上で、公表する等別の対応を取ることもあり得る。
- ⑤校長は、必要があると認めるときはいじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- ※いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等
- ⑥校長は、児童等がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、当該児童に対して適切な懲戒を加える。
- これら、いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(3) 重大事態への対処

- ①「重大事態」とは、いじめによって……
- 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・自死の企画
 - ・重大な障害
 - ・金品等の重大な被害
 - ・精神性の疾患発症 など
 - 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - ・年間30日を目安
 - ・一定期間の連続欠席
- ②対処
- 校長は、八代市教育委員会に重大事態についての報告を行う。
 - 校長は、職員に命じ、次項に示す「いじめ・不登校等対策委員会」を招集し、次の取組を指示する。
 - ア 事実関係の把握……聞き取りや緊急アンケート調査
 - イ いじめを受けた児童等および保護者への情報の適切な提供

ウ アを踏まえた必要な措置の実施

- ・ いじめられた児童等および保護者へのケア
- ・ いじめた児童等へのいじめられた児童の安全確保のための措置
- ・ いじめた児童等および周囲の児童への指導の強化
- ・ 本校版「いじめ防止基本方針」の修正等

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置し、定期的（月1回）に基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証を行う。

構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、情報集約担当（生徒指導主任）、教育相談担当、養護教諭、その他関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、担任等）

<校外構成員>

S S W、S C、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等、P T A役員、学校運営協議会委員、スクールロイヤー